

基準別該当湿地(案)

国際基準番号	基準の内容	選定時の手順	該当湿地
基準1	適当な生物地理区内に、自然のまたは自然度が高い湿地タイプの代表的、希少または固有な例を含む湿地 ※陸域についてはUdvardyの生物地理区分(5区分)、海域については「世界の海洋エコリージョン(MEOW)」の生物地理区分(8区分)を用いて、生物地理区分を代表する湿地タイプを選定する(瀬戸内海及び有明海の特殊性に留意する)。 ※ただし、各生物地理区分内に分布が限られている(＝希少)又は唯一分布する(＝固有)湿地タイプがある場合には、面積基準によらずに選定する。	<湿原> ○原則として、重要湿地500の「湿地タイプ」に「湿原」、「雪田草原」、「湧水湿地」が含まれること。 ○一定以上の規模とまとまりを有していること。(第5回自然環境保全基礎調査、湿地調査において、原則として200ha以上(北海道)または100ha(北海道以外)以上であり、単一で一定程度のまとまりを有していること。) ○選定理由が重要湿地500の選定基準②(希少種等の生育生息)又は選定基準④(渡り鳥)のみでないこと。 ※泥炭地の形成史等に留意する。 ※高層湿原、低層湿原、中間湿原のバランスに留意する。	・猿払原野(ボロ沼、カムイト沼、猿骨沼、浅茅野湿原、モケウニ沼、猿払川など) <北海道> ・茨敷沼湿原、兼金沼・西別川湿原 <北海道> ・根室湿原群(根室半島湿原、ホロニタイ・フレシマ湿原、タンネ沼・オンネ沼、南部沼、長節沼、落石岬湿原、落石西湿原、落石湿原、ヒキウス沼、沖根辺沼) <北海道> ・十勝海岸湖沼群(十勝川河口湿原、長節沼、湧洞沼、キモントウ、生花苗沼、当縁湿原、ホロカヤントウ沼など) <北海道> ・大雪山系トムラウシ山周辺湿原群(高根ヶ原、忠別沼、五色ヶ原、沼ノ原、ヒサゴ沼、銀杏が原湿原、トムラウシ南麓湿原など) <北海道> ・屏風山湿原地沼群(平滝沼・ベンセ沼湿原、コケヤチ湿原など) <青森県> ・八甲田山湿原群(田代平湿原、睡蓮沼周辺、八甲田山高層湿原・雪田草原、黄瀬沼周辺、萬沼周辺) <青森県> ・八幡平周辺湿原群(赤川源流域湿原、八幡平湿原、八幡沼、黒谷地、夜沼、蒸ノ湯大谷地、長沼、大沼、大場谷地、熊谷地、前谷地など) <岩手県、秋田県> ・鳥海山湿原群(竜ヶ原湿原、稲倉岳北面雪田、鳥海山雪田群、御浜扇子森雪田群、千疊ヶ原、荒神岳北面、心字雪田群、飯ヶ森湿原、河原宿湿原、大清水湿原など) <秋田県、山形県> ・苗場山周辺湿原(苗場山湿原、小松原湿原など) <新潟県、長野県> ・渡良瀬遊水地 <栃木県、群馬県、埼玉県> ・立山周辺湿原群(弥陀ヶ原湿原、五色ヶ原、大日平湿原など) <富山県>
		<河川> ○原則として、重要湿地500の「湿地タイプ」に「河川」が含まれること。 ○河川が主な選定対象であること。 ○一定以上の規模を有していること(原則として長さ5km以上)。 ○高い自然性を有していること ○選定理由が重要湿地500の選定基準②(希少種等の生育生息)又は選定基準④(渡り鳥)のみでないこと。	・知床半島サケ・カラフトマス遡上河川 <北海道> ・仲間川 <沖縄県> ・浦内川 <沖縄県>
		<湖沼> ○原則として、重要湿地500の「湿地タイプ」に「湖沼」、「潟湖(潟湖干潟を除く)」が含まれること。 ○一定以上の規模を有していること(原則として500ha以上)。 ○選定理由が重要湿地500の選定基準②(希少種等の生育生息)又は選定基準④(渡り鳥)のみでないこと。 ○人工護岸が少ないなど、高い自然性を有していること ※地域バランスに留意する。	・サロマ湖 <北海道> ・能取湖 <北海道> ・網走湖 <北海道> ・十三湖・岩木川(河口域) <青森県> ・浜名湖 <静岡県>
		<地下水系(カルスト地形)・湧水地> ○原則として、重要湿地500の「湿地タイプ」に「地下水系」、「湧水地」、「湧水」が含まれること。 ○選定理由が重要湿地500の選定基準②(希少種等の生育生息)のみでないこと。 ○各生物地理区分で最大規模を有すること。	－
		<塩性湿地> ○原則として、重要湿地500の「湿地タイプ」に「塩性湿地(河口域以外)」が含まれること。 ○一定以上の規模を有していること。 ○選定理由が重要湿地500の選定基準②(希少種等の生育生息)又は選定基準④(渡り鳥)のみでないこと。	・サロマ湖 <北海道> ・能取湖<北海道>
		<マングローブ湿地> ○原則として、重要湿地500の「生物群」に「マングローブ林」が含まれること。 ○一定以上の規模を有していること。(第5回自然環境保全基礎調査、海辺調査において原則として100ha以上) ○選定理由が重要湿地500の選定基準②(希少種等の生育生息)又は選定基準④(渡り鳥)のみでないこと。	・種子島のマングローブ林(湊川、大浦川) <鹿児島県> ・仲間川 <沖縄県> ・船浦湾と流入河川 <沖縄県> ・浦内川 <沖縄県>
		<河口域> ○原則として、重要湿地500の「湿地タイプ」に「河口干潟」又は「塩性湿地(河口域)」が含まれること。 ○一定以上の規模を有していること。 ○選定理由が重要湿地500の選定基準②(希少種等の生育生息)又は選定基準④(渡り鳥)のみでないこと。	・北上川(河口域)・長面浦 <宮城県> ・小櫃川河口・盤州干潟<千葉県、東京都、神奈川県> ・伊勢湾(豊出川・櫛田川・碓川・愛宕川・金剛川の各河口) <愛知県、三重県> ・厚東川・厚狭川の河口 <山口県> ・秋穂湾～山口湾(櫛野川河口)<山口県> ・有明海(筑後川河口～矢部川河口) <福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県>
		<干潟> ○原則として、重要湿地500の「湿地タイプ」に「干潟」、「潟湖干潟」、「前浜干潟」、「入江干潟」等が含まれるか、第7回自然環境保全基礎調査(干潟調査)の対象干潟157カ所又は「日本における干潟海岸とそこに生息する底生生物の現状」の「干潟をもつ各地域の現状」の対象干潟に含まれていること。 ○一定以上の規模を有していること(第4回自然環境保全基礎調査、干潟調査で原則として10ha以上)。 ○選定理由が重要湿地500の選定基準②(希少種等の生育生息)又は選定基準④(渡り鳥)のみでないか、選定基準②・④以外の条件に合致することが第7回自然環境保全基礎調査(干潟調査)又は「日本における干潟海岸とそこに生息する底生生物の現状」で認められること。	・サロマ湖 <北海道> ・根室湾干潟 <北海道> ・陸奥湾(小湊浅所海岸) <青森県> ・松川浦 <福島県> ・油谷湾 <山口県> ・三河湾(汐川干潟) <愛知県> ・有明海(筑後川河口～矢部川河口、東と賀海岸、六角川河口～塩田川河口、鹿島海岸、田古里川河口、諫早湾、荒尾海岸)および筑後川(感潮域) <福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県> ・中津海岸・宇佐海岸<大分県> ・福岡湾(和白干潟・今津干潟) <福岡県> ・屋我地(羽地内海を含む) <沖縄県> ・中城湾 <沖縄県>
		<藻場> ○原則として、重要湿地500の「生物群」に「海草」または「海藻」が含まれること。 ○一定以上の規模を有していること ○選定理由が重要湿地500の選定基準②(希少種等の生育生息)のみでないこと。	・サロマ湖 <北海道> ・知床半島東部沿岸 <北海道> ・厚岸湾 <北海道> ・下北半島大間崎周辺沿岸 <青森県> ・仙台湾および仙台海浜(仙台湾・松島湾) <宮城県> ・男鹿半島沿岸 <秋田県> ・七尾湾 <石川県> ・伊豆半島西部沿岸 <静岡県> ・志摩半島南部沿岸(大町～南島) <三重県> ・味野湾・玉野湾(倉敷市児島港沖) <岡山県> * 瀬戸内海 ・天草瀬通詞島周辺沿岸<熊本県> ・筑前大島・地ノ島周辺沿岸 <福岡県> ・与那覇湾およびその周辺 <沖縄県> ・名蔵湾<沖縄県>
		<サンゴ礁> ○原則として、重要湿地500の「生物群」に「サンゴ」が含まれること。 ○一定以上の規模を有していること。(第4回自然環境保全基礎調査、サンゴ礁調査において、当該湿地付近のサンゴ礁面積が原則として50ha以上) ○選定理由が重要湿地500の選定基準②(希少種等の生育生息)のみでないこと。 ※非サンゴ礁域及びサンゴ礁域において代表的なサンゴ礁を選定(面積及び被度で評価)	・小笠原諸島周辺の砂浜海岸および周辺浅海域 <東京都> ・天草牛深(片島、大島、桑島)周辺沿岸 <熊本県> ・八重干瀬 <沖縄県> ・石西礁湖 <沖縄県>
基準2	絶滅危惧種と特定された種(絶滅危惧Ⅰ類・Ⅱ類に該当)、または消滅の危機に瀕している生物群集を支えている湿地 ○繁殖地や越冬地等として生活史の特定の段階で安定的に絶滅危惧種や絶滅のおそれのある生物群集を支えていること。 ※野生復帰をした種についても対象とする	○IUCNの「深刻な危機(CR)」、「危機(EN)」、「危急(VU)」のいずれかで、かつ環境省レッドリストの「絶滅危惧Ⅰ類(CR＋EN)」、「絶滅危惧ⅠA類(CR)」、「絶滅危惧ⅠB類(EN)」、「絶滅危惧Ⅱ類(VU)」のいずれかを満たす種。 ○繁殖地や越冬地等として生活史の特定の段階で安定的に絶滅危惧種や絶滅のおそれのある生物群集を支えていること。 ※野生復帰をした種についても対象とする	
		<鳥類> コウノトリ、クロツラヘラサギ、タンチョウ、ナベヅル、マナヅル、ヘラシギ、カラフトアオアシシギ、ホウロクシギ、シマフクロウ	コムケ湖<北海道> 知床半島サケ・カラフトマス遡上河川<北海道> 標津湿原 <北海道> 風蓮湖周辺の河川(風連川、ヤウシュベツ川、ボンヤウシュベツ川) <北海道> 十勝海岸湖沼群(十勝川河口湿原、長節沼、湧洞沼、キモントウ、生花苗沼、当縁湿原、ホロカヤントウ沼など) <北海道> 十勝川下流域湖沼群(三日月沼、育素多沼、池田キモントウなど) <北海道> 円山川下流域<兵庫県> 八代<山口県> 四万十川流域<高知県> 福岡湾(和白干潟・今津干潟) <福岡県> 津屋崎干潟<福岡県> 有明海(大授溺) <佐賀県> 有明海(鹿島新籠海岸) <佐賀県> 有明海(荒尾海岸) <熊本県> 有明海(早津江川河口) <佐賀県> 伊万里干拓地<佐賀県> 菊池川・白川・緑川河口<熊本県> 不知火干潟周辺<熊本県> 珠磨川河口<熊本県> 出水干拓地 <鹿児島県> 鹿児島湾(天降川河口) <鹿児島県> 別府川<鹿児島県> 万之瀬川河口・吹上浜海岸 <鹿児島県> 中城湾<沖縄県> 与根干潟<沖縄県> 具志干潟～大嶺岬周辺沿岸<沖縄県> 白保海岸とその沿岸<沖縄県>

国際基準番号	基準の内容	選定時の手順	該当湿地
基準3	特定の生物地理区における生物多様性の維持に重要な動植物種の個体群を支えている湿地	<両生類> アベサンショウウオ、ホクリクサンショウウオ、イシカワガエル、オットンガエル、コガタハナサキガエル、ホルストガエル、ナミエガエル、オオイタサンショウウオ、オキサンショウウオ、トウキョウサンショウウオ、ベッコウサンショウウオ、イボイモリ、アマミハナサキガエル、ハナサキガエル、ヤエヤマハラブチガエル	多摩丘陵地帯の湧水湿地 <東京都> 能登半島の低地湿原 <富山県、石川県> 武生市周辺のアベサンショウウオ生息地 <福井県> 嶺南東部のアベサンショウウオ生息地<福井県> 丹後・但馬地方低山地湧水域のアベサンショウウオ生息地 <京都府、兵庫県> 隠岐島(島後)の渓流域 <島根県> 松山地区のオオイタサンショウウオの生息地 <高知県> 九州中央山地源流域のベッコウサンショウウオ等生息地 <熊本県、宮崎県、鹿児島県> 宮崎市湧水地帯のオオイタサンショウウオ生息地 <宮崎県> 奄美大島南部の渓流域 <鹿児島県> 徳之島山地水域 <鹿児島県> ヤンバル河川群<沖縄県> 瀬底島の小湿地および周辺沿岸 <沖縄県> 慶良間諸島渡嘉敷島の山地水域 <沖縄県> 西表島山地水域および平地部天然陸水域 <沖縄県>
		<魚類> ミヤコタナゴ、イタセンバラ、スイゲンゼニタナゴ、アリアケヒメシラウオ、カゼトゲタナゴ、ネコギギ、イトウ	大沼・メグマ沼湿原、声間川 <北海道> 猿払原野(ボロ沼、カムイト沼、猿骨沼、浅茅野湿原、モケウニ沼、猿払川など) <北海道> 天塩川 <北海道> 標津湿原<北海道> 茨敷沼湿原、兼金沼・西別川湿原 <北海道> 朱鞠内湖とその上流域 <北海道> 金山湖とその上流域 <北海道> 大田原市の湧水湿地 <栃木県> 房総丘陵の谷津田、湧水地 <千葉県> 水見市周辺の河川・ため池群 <富山県> 木曽三川合流域の河川・水路・ため池群 <岐阜県、愛知県> 長良川・木曽川水系のサツキマス、ネコギギ生息地 <岐阜県> 岡山平野のスイゲンゼニタナゴ等生息地 <岡山県> 有明海(筑後川河口～矢部川河口、東与賀海岸、六角川河口～塩田川河口、鹿島海岸、田古里川河口、諫早湾、荒尾海岸)および筑後川(感潮域) <福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県> 杵岐島の河川 <長崎県> 菊池川・白川・緑川河口 <熊本県>
		<昆虫類> ヒスマイトトンボ、ベッコウトンボ、ミヤジマトンボ、オキナワミナミヤンマ	北上川(河口域)・長面浦 <宮城県> 松川浦<福島県> 廻沼 <茨城県> 桶ヶ谷沼・鶴ヶ池 <静岡県> 宮島 <広島県> 秋穂湾～山口湾(樫野川河口) <山口県> 厚東川・有帆川・厚狭川の河口 <山口県> 対馬・浅茅湾および綱浦 <長崎県> 野依新地 <大分県> ヤンバル河川群 <沖縄県>
基準3	特定の生物地理区における生物多様性の維持に重要な動植物種の個体群を支えている湿地	○原則として重要湿地500にあり、専門家に対するアンケートにおいて、種が豊富である、固有種の多い、特殊な環境条件に適応した種の相当な割合を有しているなど、生物地理区における生物多様性の維持に重要な個体群を支えていることが明らかな湿地 ※陸域についてはUdvardyの生物地理区分(5区分)、海域については「世界の海洋エコリージョン(MEOW)」の生物地理区分(8区分)を用いる(瀬戸内海及び有明海の特異性に留意する)。	猿払原野湖沼群 <北海道>:植物 サロマ湖 <北海道>:底生動物・海藻 能取湖 <北海道>:底生動物・海藻 根室湾・温根沼 <北海道>:底生動物 根室湿原群(南部沼、オンネ沼、長節沼等) <北海道>:植物 知床半島 <北海道>:海藻 厚岸湾 <北海道>:海藻・海藻 八幡平湖沼群 <岩手県>:植物 陸中リアス海岸の湾奥沿岸湿地群<岩手県>:海藻 八幡平周辺湿原群 <岩手県、秋田県>:昆虫類 万石浦 <宮城県>:底生動物 松島湾 <宮城県>:底生動物 志津川湾 <宮城県>:海藻 松川浦 <福島県>:底生動物 七尾湾<石川県>:海藻 能登半島のため池郡<石川県>:植物 渡良瀬遊水池 <茨城県、群馬県、栃木県、埼玉県>:植物 小櫃川河口・盤洲干潟 <千葉県>:底生動物 富津干潟<千葉県>:海藻 父島・母島の河川 <東京都>:淡水魚類 伊豆半島南東部(白浜～田牛)沿岸 <静岡県>:海藻 浜名湖<静岡県>:海藻 汐川干潟 <愛知県>:底生動物 東海丘陵湧水湿地群(矢並湿地等) <愛知県・岐阜県、三重県等>:植物 中池見湿地 <福井県>:植物 柿田川河口 <三重県>:底生動物 志摩半島南部沿岸(大王町～南島) <三重県>:海藻 円山川下流域・河口域 <兵庫県>:淡水魚類・植物 北播磨地域ため池群 <兵庫県>:植物 隠岐島周辺沿岸 <島根県>:海藻 世羅台地の湧水湿地・ため池群 <広島県>:植物 安芸湾三津口 <広島県>:海藻 秋穂湾・山口湾 <山口県>:底生動物 吉野川河口 <徳島県>:底生動物 宇和海島嶼部周辺沿岸 <愛媛県>:海藻 筑前大島・地ノ島周辺沿岸 <福岡県>:海藻 福岡湾(和白干潟・今津干潟) <福岡県>:底生動物 筑後川感潮域・沖端川河口 <福岡県>:底生動物・淡水魚類 有明海周辺 <福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県>:淡水魚類 六角川河口 <佐賀県>:底生動物 対馬・浅茅湾 <長崎県>:昆虫類 対馬・田ノ浜 <長崎県>:昆虫類 永浦 <熊本県>:底生動物 羊角湾 <熊本県>:底生動物 中津干潟 <大分県>:底生動物 家田・川坂湿原 <宮崎県>:植物 不知火干潟・大野川 <熊本県>:底生動物 鹿児島湾<鹿児島県>:海藻 甑島周辺沿岸(海鼠池、貝池を含む) <鹿児島県>:海藻 種子島のマングローブ林(湊川) <鹿児島県>:マングローブ 種子島のマングローブ林(大浦川) <鹿児島県>:マングローブ 奄美大島の河川 <鹿児島県>:昆虫類 住用湾流入河川および河口部(城内海) <鹿児島県>:マングローブ 住用湾流入河川および河口部(住用川) <鹿児島県>:マングローブ 住用湾流入河川および河口部(役勝川) <鹿児島県>:マングローブ 住用川・役勝川 (川内川、河内川などを含む) <鹿児島>:淡水魚類 屋我地(羽地内海を含む) <沖縄県>:底生動物 ヤンバルの渓流域 <沖縄県>:両生爬虫類 ヤンバル河川群(数久田川、源河川、汀間川、大浦川など) <沖縄県>:淡水魚類 中城湾(泡瀬・佐敷) <沖縄県>:海藻・底生動物 東村の慶佐次マングローブと流入河川 <沖縄県>:マングローブ 宮良湾 <沖縄県>:底生動物 於茂登岳の溪流・湿地<沖縄県>:両生爬虫類 川平湾、米原地先沿岸<沖縄県>:海藻・底生動物 名蔵湾および名蔵川集水域<沖縄県>:海藻 西表の河川 <沖縄県>:昆虫類 西表島の河川(浦内川、大見謝川、仲間川など) <沖縄県>:淡水魚類 仲間川 <沖縄県>:マングローブ 浦内川河口 <沖縄県>:底生動物 浦内川 <沖縄県>マングローブ 後良川・相良川・前良川河口 <沖縄県>:底生動物 船浦湾 <沖縄県>:底生動物 南西諸島西部海域・河口域 <沖縄県>:海藻 小笠原諸島周辺<東京都>:アオウミガメ 石西礁湖(鳩間島沿岸を含む)<沖縄県>:アカウミガメ・アオウミガメ・タイマイ 西表島南西部海域・河口域<沖縄県>:アオウミガメ
基準4	生活環の重要な段階において動植物種を支えている場合、または悪条件の期間中に動植物種に避難場所を提供している湿地	○原則として、重要湿地500の選定基準⑤(生物の生活史の中で一定以上の規模を有していること)によって選定されている湿地 ○産卵数が多い等、生活環の重要な段階においてアカウミガメ、アオウミガメを支えているものを評価 ○専門家に対するアンケートにおいて、ウミガメ、鳥類、魚介類以外の渡り性・移動性生物が、餌場や産卵などの利用で重要であることが明らかな湿地。	
基準5	定期的に2万羽以上の水鳥を支える湿地	○環境省モニタリングサイト1000ガンカモ類調査及び全国ガンカモ一斉調査において、過去5年のうち3年以上ガンカモ類の渡来数が2万羽以上の湖沼等	旧長都沼 <北海道> 小友沼 <秋田県> 最上川河口 <山形県> 霞ヶ浦 <茨城県> 葛西臨海公園 <東京都> 三番瀬 <千葉県> 児島湖・阿部池 <岡山県>

国際基準番号	基準の内容	選定時の手順	該当湿地
基準6	水鳥の種または亜種の個体群において、個体数の1%を定期的に支えている湿地	○環境省モニタリングサイト1000ガンカモ類生息調査、シギ・チドリ類調査、全国ガンカモ一斉調査等において、ガンカモ類、シギチドリ類、ツル類等で過去5年のうち3年以上個体数の1%以上を定期的に支えている湿地	風連湖周辺の河川（風連川、ヤウシュベツ川、ボンヤウシュベツ川）＜北海道＞ コムケ湖　＜北海道＞ 生花苗沼　＜北海道＞ 三日月沼　＜北海道＞ 旧長都沼　＜北海道＞ 十勝川流域　＜北海道＞ 函館周辺海域　＜北海道＞ 下北半島沿岸北部　＜青森県＞ 小川原湖　＜青森県＞ 陸奥湾＜青森県＞ 横浜海岸＜青森県＞ 追川　＜宮城県＞ 小友沼　＜秋田県＞ 大湯村干拓地　＜秋田県＞ 玉川島野地付近＜秋田県＞ 最上川河口　＜山形県＞ 高野池　＜福島県＞ 澗沼　＜茨城県＞ 北浦・霞ヶ浦　＜茨城県＞ 利根川下流部（神栖市高浜・周辺水田）＜茨城県＞ 三番瀬　＜千葉県＞ 一宮川河口　＜千葉県＞ 九十九里浜＜千葉県＞ 葛西臨海公園　＜東京都＞ 朝日池　＜新潟県＞ 福島潟　＜新潟県＞ 鳥屋野潟　＜新潟県＞ 阿賀野川　＜新潟県＞ 北新保大池　＜新潟県＞ 信濃川　＜新潟県＞ 能登半島西海岸＜石川県＞ 坂井平野　＜福井県＞ 諏訪湖　＜長野県＞ 三河湾（矢作川河口、鳥羽）＜愛知県＞ 豊津浦～町屋浦　＜三重県＞ 尼崎市臨海部　＜兵庫県＞ 二津野ダム　＜奈良県＞ 日野川　＜鳥取県＞ 能義平野　＜島根県＞ 児島湖・阿部池　＜岡山県＞ 小野湖　＜山口県＞ 鹿野川ダム　＜愛媛県＞ 杉田ダム　＜高知県＞ 曾根干潟　＜福岡県＞ 和白干潟　＜福岡県＞ 今津干潟　＜福岡県＞ 有明海（大濠橋）＜佐賀県＞ 有明海（鹿島新籠海岸）＜佐賀県＞ 不知火干潟　＜熊本県＞ 白川河口　＜熊本県＞ 氷川　＜熊本県＞ 宇佐海岸　＜大分県＞ 吹上浜海岸　＜鹿児島県＞ 出水干拓地　＜鹿児島県＞ 泡瀬干潟　＜沖縄県＞ 与那覇湾　＜沖縄県＞
基準7	固有な魚介類（甲殻類、軟体類等を含む）の亜種、種、または科、生活史の一段階、種間相互作用、湿地の恩恵を提供する個体群の相当な割合を維持しており、それによって世界の生物多様性に貢献している湿地	○原則として重要湿地500にあり、専門家に対するアンケートにおいて、魚種の1割が固有種である場合など、固有な魚介類（甲殻類、軟体類等を含む）の亜種、種、または科の相当な割合を支えることが明らかな湿地	父島・母島の河川　＜東京都＞ 筑後川（感潮域）＜福岡県、佐賀県＞ 有明海周辺　＜福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県＞ 住用川・役勝川（川内川、河内川などを含む）＜鹿児島＞ ヤンバル河川群（数久田川、源河川、汀間川、大浦川など）＜沖縄県＞ 西表島の河川（浦内川、大見謝川、仲間川など）＜沖縄県＞
基準8	魚介類（甲殻類、軟体類等を含む）の重要な餌場であり、産卵場、稚魚の成育場であり、または湿地内もしくは湿地外の漁業資源が依存する回遊経路となっている湿地	○原則として重要湿地500にあり、専門家に対するアンケートにおいて、魚介類（甲殻類、軟体類等を含む）の重要な餌場であり、産卵場、稚魚の成育場であり、または湿地内もしくは湿地外の漁業資源が依存する回遊経路となっていることが明らかな湿地	知床半島サケ・カラフトマス遡上河川群　＜北海道＞ 父島・母島の河川　＜東京都＞ 東京湾奥部河口域　＜千葉県、東京都、神奈川県＞ 北総地域の谷津田、湧水　＜千葉県＞ 京都府亀岡周辺の水田地帯　＜京都府＞ 由良川上流域　＜兵庫県、京都府＞ 円山川河口域　＜兵庫県＞ 岡山平野の希少淡水魚生息地　＜岡山県＞ 吉野川（四国北東部のため池等を含む）＜徳島県、香川県＞ 四万十川下流・河口域　＜高知県＞ 筑後川（感潮域）＜福岡県、佐賀県＞ 有明海周辺　＜福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県＞ 住用川・役勝川（川内川、河内川などを含む）＜鹿児島＞ ヤンバル河川群（数久田川、源河川、汀間川、大浦川など）＜沖縄県＞ 西表島の河川（浦内川、大見謝川、仲間川など）＜沖縄県＞
基準9	鳥類以外の湿地に依存する動物種または亜種の個体群で、その個体数の1%を定期的に支えている湿地	○原則として重要湿地500にあり、専門家に対するアンケートにおいて、爬虫類、両生類、魚介類又は水生昆虫等が生息する唯一の湿地か（繁殖地や産卵地を含む）、大部分が生息することが明らかな湿地	諏訪湖　＜長野県＞：昆虫類 桶ヶ谷沼・鶴ヶ池　＜静岡県＞：昆虫類 厳島（宮島）＜広島県＞：昆虫類 隠岐島（島後）の溪流域　＜島根県＞：両生爬虫類 野依新池　＜大分県＞：昆虫類